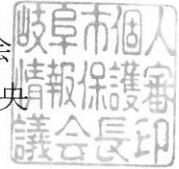


答 申 第 191号
平成28年9月7日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 央



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年8月29日付け岐阜市民市第331号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

わが国では、外国人に係る人権を擁護し、外国人が暮らしやすい社会を実現するため、国及び地方公共団体において人権の啓発活動その他の外国人に係る人権擁護施策（以下「人権擁護施策」という。）を実施している。

今回、人権擁護施策を一層充実させるための基礎資料を収集することを目的として、法務省人権擁護局が「平成28年度外国人住民意識調査」を実施する。

調査対象者への調査票の配布に当たり、岐阜市の調査対象者に関する住所等の個人情報を保有していない法務省人権擁護局から市民参画部人権啓発センターに対し、調査対象者の抽出及び抽出した調査対象者に対する調査票の入った封筒の発送の協力の依頼があった。

そのため、調査対象者の抽出並びにタックシール及び発送照合リストの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の国籍、郵便番号、住所及び氏名

2 意見

原案どおり認める。